

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律について

第1 宅地造成等規制法の一部改正

- 1 宅地造成工事規制区域内において、都市計画法による開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事の許可を不要とすること。
- 2 宅地造成工事の許可を受けた者が宅地造成工事の計画の変更をしようとするときは、軽微な変更を行うときを除き、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。
- 3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であって政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができるものとする。
- 4 都道府県知事は、造成宅地防災区域の全部又は一部について、その指定の事由がなくなつたと認めるときは、その指定を解除するものとする。
- 5 造成宅地防災区域の造成宅地の所有者等は、3の災害の防止のため必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。
- 6 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要な擁壁等の設置等の措置を勧告することができるものとする。
- 7 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の発生のおそれ大きいと認められる場合における擁壁の設置等を命ずることができるものとする。

第2 都市計画法の一部改正

開発許可の技術基準として、崖崩れその他による災害の防止に係る基準を追加するものとする。

第3 建築基準法の一部改正

都市計画法による開発許可又は宅地造成等規制法による宅地造成工事の変更の許可を要する擁壁については、建築基準法の一定の規定を準用しないものとする。

第4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとする。